

内閣参質二〇一第一二二号

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出東京高等検察庁黒川検事長の勤務延長の安倍総理及び首相官邸の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出東京高等検察庁黒川検事長の勤務延長の安倍総理及び首相官邸の関与に関する質問に対する答弁書

一について

令和二年一月二十四日である。

二から六までについて

黒川弘務検事長の勤務期間の延長は、令和二年一月二十九日、法務省大臣官房人事課において閣議請議書を起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、法務大臣から内閣総理大臣宛てに閣議請議を行い、

同月三十一日に閣議決定されたものである。

お尋ねの対談における安倍内閣総理大臣の発言の趣旨については、安倍内閣総理大臣が「正にこの検察庁も含めて、法務省がこういう考え方でいきたいという人事案を持ってこられて、それを我々が承認をするということなんです。」と発言しているとおりであり、当該対談において「虚偽を語っている」との御指摘は当たらない。

それ以上の個別の人事に関する事項については、お答えすることは差し控えたい。